四神地名録

葛飾郡　八之巻

WA 21
11
8

国立国会図書館　タイトル『四神地名録』 請求記号 WA21-11

ガラス使用

貴重図書

8.3.21

国立国会図書館　タイトル『四神地名録』 請求記号 WA21-11

ガラス使用

四神地名録

葛飾

八之巻

国立国会図書館　タイトル『四神地名録』　請求記号 WA21-11

ガラス使用

六月中旬の頃東菖蒲西八村に接近せし
に五月雨ありて米麦共に
かく早魃なりかば田場を見るに
八水一滴を絶て所にて八土干碣白くなりて
稲乃いとみ如何ともなし今に於ては
ただ稲毛葉所々にのみ
辺ら西に中川流し東に利根川
おぐり川を川三日間潮くだる所七八十丁

国立国会図書館　タイトル『四神地名録』　請求記号 WA21-11

ガラス使用

樋に所五六十丁ばかりて人力を尽さんも逆
水をいかで費多くして水をもうるべきなり
ゆえ償が西にあるゆえかれたるの所をもて
早魃年から十村を二十村を和一議して
川筋を堤きたて溝をもうけて引ぎ水を大
和車をいかで之壇あるも次車を拵て
踏車をかけあげ一村として賛番の
法度を定め昼夜懈怠なく遍の時あば
あるべし一百石入田場を拵て水
川入ぎ来て十日を十二日ハ潤をいく
あるべきものなれども田畑を
雖に稲作をば専一償が西に月俗思に
は菖蒲田にあるべしと利根川
の方をもうるに川入ぎるを夫に尋なし
にげ辺なれども先年の旱魃なしに村が合
右の通にて利根川の方を引きなし
年入ひしに増束の村々ならんか

ごとくに家々溝多くして益かしこくとく
ものを益しまして終に中島口論同士
諍喧嘩を起すし水を盜入し村々より
破入らんとのことく人口と車場いぶさぶ
場東乃村々騒動振動大ひに混乱せし
事ありこれ屋々誰命る人を殺一村四二村
乃かまを叩ひがく出るのことに御事だく
ゆえ稲作を只粮に成しいまを
答へしを長のに思ひね用ゆ入溜を乗しく

少々小合村乃溜井に流きれてらけ辺すら
凡廿二里川股をつたりを記小合村入
溜井に入しものを手きさに合ゆ引事まて
ゆ通を曲りくして成業をるるゆし田場
乃干破土乃白くゆるて出すびて外業乃ゆ
の水を引入をるを荘子が渇魚の説入
ちくるくゆ乃事まてから稲乃中ゆ
とうしゆひ通事を拾乃利を捨るゆ

そのく土人の物語りに信州諏訪しい焼石をも
去破利根川多く出し出しに堅り
川を堰り水を高く流すを云ひしなりしを
思ふに帆うか舟の行来なりを遠ざる村々より
遠ざかるに堤をうくとれ中ほどに人面ありを
堤うちの去出すを川の水面を高く流すを
つくんの川の堰りて高くなりしを高水の時
水を村々の難儀をつるものなりをあてら

かるに早魃なりしに川を高く流すを
ものくをを潜入色第一粒を拾の利をを
うしつくざる少なんを変るものく兩葛西の拾八
水掘の難を救ひかるく早掘の難儀
所くを根川をを大河のを異のきく
流し早掘ひして地の利をを多くをを
下民の該にを粗を貯て飢渇せしに
同じく米の汗ををば草ぎり耕し民の

[illegible]

按ニ出水ハ高下八人寺ニて計ラヒに
[illegible]ハ駄入難ク屋寺に
[illegible]
[illegible]

下小屋村

星住山若狭寺[illegible]入真言坊[illegible]寺 [illegible]

寺入本寺[illegible]御[illegible]本尊地蔵菩
薩[illegible]不動堂[illegible]境内[illegible]
[illegible]寺入宝物[illegible]
[illegible]金利塔入[illegible]塔内
に[illegible]一[illegible]に奥州津軽入金利
[illegible]玉入[illegible]青色[illegible]
[illegible]三[illegible]二[illegible]
去りて今一[illegible]

[illegible]を拾ひ[illegible]三星[illegible]社を[illegible]
諸州[illegible]て星を拾ひ[illegible]
星[illegible]しなに何の上人何法[illegible]
[illegible]て青入什物を[illegible]
右入[illegible]に拾ひ世云舎利を尺[illegible]
[illegible]舎利を拾ひ[illegible]
石[illegible]玉て何[illegible]
佛[illegible]

下平井村

[illegible]に代[illegible]源[illegible]民家[illegible]六代[illegible]
源[illegible]大男入大力[illegible]
[illegible]に星入[illegible]を拾[illegible]
漁り[illegible]上[illegible]
[illegible]大船入[illegible]
者なに
大獻院様[illegible]

高石て網と〻く遠へいり鴨川打渡くるに
入りて舟ハ水手ハ　上流まし〻　五郎時
麓ニ出ル　川船庸関ハ下し給ふ今に持伝く
て家ノ宝物也　五郎時　尊前にて洗風と給ふ
一本入ノ宮まて鳥とつゝ尼にして二ちん此歌也
此時ハ　宮ハ　上さまにて下し給ふ
ことも家ノ多くまして持伝くてまり
右ノ二品　ちんセ　に洗庸風と見のとゞる　絹キヌ

まてかりとあに有る時を初四郎入ノ中に尺
四ノこもとくあ〻てくあ〻てくあ〻
ゆて稀なる絹と洗盃と宝鶴亀　杉に橋ノ
まを給まて造構いちんなるの　右ノ有に
洗船と　ひ新セ　ゆの衣洗くまて　お大ゆ
といふる異船者まて洗手ゆて家ノ舟接ゆ
ゆるものハ　ひ新　て子孫まて入　面あてし
ゆる事　洗心　ゆて　命に麓と

[illegible]

言[illegible]

大[illegible]

[illegible]

[illegible]

東小松川村

[illegible]山源法寺浄土宗[illegible]本尊阿弥陀

開山[illegible]観[illegible]天師[illegible]

寺[illegible]

同村

[illegible]王山善照寺新[illegible]真言[illegible]本尊大日

如来[illegible]六石[illegible]

[illegible]

[illegible]僧六石[illegible]高[illegible]寺[illegible]十六[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『四神地名録』　請求記号 WA21-11

ガラス使用

同村

縄(ツナ)田一家ニ付三代ニ成ル縄田ニ成

州相拔人者ニ

有德院様ニ成ル縄田ニ付田畑

拔ニ下ル今ハ持伝ヘ来ル世ニ寛

加ニ叶ル家ニ成ル

同村

久右衛門ニ百姓人庄ニ

有德院様江願ハ掛ケ申ル

大ル柳人ニ百姓ハ

沖ニいたしてまりいるとまるる

入道ハ下民ニ成ル

じ成ル志ル沖ニ松ル

ず沖ニ膳ハ

恩ハ忘ル者世ニ

人ハ

人ハ

風

国立国会図書館　タイトル『四神地名録』　請求記号 WA21-11

ガラス使用

地利を開き人命を生ずる所なり地は天より授る所なり人命を養ふ本元なるべし天地生りこの五穀の生じ来る所は荒地なり生産を起すべき利益あり道理あり元来村庶大なる隆田の郡に政の道なり

穿(ホリサガ)抗(ホリ)屋敷に住居に成る所人口は貴賤も生じ

国立国会図書館　タイトル『四神地名録』　請求記号 WA21-11
ガラス使用

屋敷地なり久しく訴訟利とする事なれども
しかるに寛文荒川郡山なるおしむ屋敷の
高数そのまま定まりて年々に原野入うちに
開発の古堤寄かこれにより
ところどころ川入流つれなりし所に
なりしそのまま
堤をしし頃れまた二尺ばかり築つげとやせど
大堅なる高水とぞつらぬ古堤の跡を知る

つり兩益れ兼民困救ふ事なり
何国にもあるも川筋に堤を築き八川上
流ひの村くらう故障の筋なりしのゆえ
さに寄る筋をもしまして
なるべく会接を捨て訴出多し丈と古田
利とうしの故なりてのまし国なる所に
もつくらを川上筋の村くく障りなる地
もしどうにつくに今入まに捨て荒地の中に

塡(ドテ)場所々堤を築て海水を
防土地高きのみを用ひて海を遠ざけるゆゑに
西方にそゝぐ吐(ハク)溝を多く設て土質(シャウ)新なり
多くて洪水の節堤を越て水
つよく流て人塡布(ドテシキ)僅に四五間狹に四間
ゆゑ洪水の節堤を越こゝを破
壞して田地に入る故に切る事多ハ
土龍(ウグロモチ)多に所あり切て水溜て切る

事多きを云向海海をまもる人數も多く
て罪なき理を多く
誰を心多き所なり故に捨て多事ハ
故を以人ごと 經濟に多きものハ 默止(モクシ)多
久しく多のものを上郷(ゴウ)迄行ものなり
所々に稲作り田場にすゝめ
白く乾(ヒ)ものし所を多かりしに此迄に
多きを稲人生産を多くして

天ヲ切ぎる田場ヲ
とくとくと水まんまんと
妻しくと愛せしに
小合村用水多ければ
一雨ハ水をたゝえ
いくとも湯汲ハ時ハ
悪ヲ家しれ溝くゝ
利根川ハ水をわし
入ル事ハ

總テ下總國
葛飾郡ニテ
土人ノ言ニハ
行徳領何村々
ト称ス此地ニ至
ラザレハ目路ヲ
圍セリ豪家
多シト聞キ

逆ラヒて田場へ
入ル事ハ
かくハ
今ハ
ヒ事ヲ
夫人ハ
こに泣ク
ハ
世の中

百姓皆かくれ
て
同当所ノ野地葦蔭
繁茂スル貢ヲ草銭ヲ拾
此所ノ善悪ニ應シテ上
納スト云
源齋門持ノ地所
高五十四石四斗九升七合
本行德村ノ地所
高七十二石六斗四升四合
何レモ見取所ノ水
抜場ナリ此外ハ荒
地ナリ

下篠塚村

今龍山金量寺新造ノ真言宗本尊阿弥陀佛
開山快海法師ノ作ナリ宝物ニ古刀鈴
一本ナリ此ハ一名宝物ニ古刀鈴
ゆゑ由補記ス

下蒲田村

天川山福寺浄土宗ニ帰依上
人ノ末孫ナリ長屋孫ナリ
ゆゑ上人常州ニ

国立国会図書館　タイトル『四神地名録』　請求記号 WA21-11
ガラス使用

米の[illegible]時は此辺の[illegible]大旱魃よりて百姓
入つけ[illegible]上人[illegible]けき
請待[illegible]
村[illegible]に[illegible]に歩
に自[illegible]
[illegible]に[illegible]小[illegible]上人[illegible]
け[illegible]
裳裾掛[illegible]

僧に[illegible]堂[illegible]聖徳太[illegible]
自[illegible]
[illegible]門[illegible]
[illegible]
幅室[illegible]
今[illegible]
[illegible]

西宇来多村

此村に虎出て百姓の力請人に出へ
背丈ハ長高く七尺五寸と目撰の内ちう石を
中とし石をかゝゆき手あ辰ハ屋根を歩りら
母を入活力ありのし或時村内ハ舟につ
て居たに村内ハけ場入論をしにまて
競ひ出て若見者ハ村内と河
岸へけ出しに此時虎二間ばかり此村内

と行状ハ村内まてにぶ〳〵いたして河
岸へ出けるしから競ひ出入癖に大力にに
感して村内と活くけ出さきうく角の姿体
調て力をかしよりけ虎かなり力も
似ぬ雪非来ハ内ハ孝人又ハ孝く
ハ内に住ん者ハ祈んぶりしよりあく
身体しに人二人けりをくとも寄しに家。
書もかりしに虎ハ業とし内を活

[illegible]
男さくかたまりはせて玉垣額の今さ立し
角力場の家々まで[illegible]風をたちを
いと友達とすりて遊べども人数多かり
さのを毎人若宮は見て遊べに毎も
来人多りし故に年を虎より三年ほど
つゝ中に生物うく虎を大男まて アイ
をいつく毎人言に生ずれば人多ひとし
感しをしを毎年に京にあるの

今を[illegible]毎人あるし高ひと業をなるし
今年成金器人者きれば患害必者の門
より初まを云へを形毎しれ男まてあるも大切の
用母の所多初多し今月は悲いうする
話りしれ答の夜話をを世話になるを生
りを家にをれりし

下新井村

[illegible]月を異に絶へうる多のうを極にあり

[illegible]に十[illegible]ばかり北女女市長右に市日と
[illegible]前に[illegible]退屈よりいつ[illegible]
に[illegible]へ[illegible]入りみまとをかし
[illegible]と[illegible]むかんとのとりひて[illegible]に
中[illegible]て庭に市日の[illegible]たち
[illegible]に彼女女長右とそちかをうれん
と[illegible]かしこひと[illegible]走りて声とみ
[illegible]ける[illegible]物しまて一[illegible]

尺[illegible]しし婦人の[illegible]
[illegible]ざるこも男[illegible]
[illegible]婦人の[illegible]上方中[illegible]
[illegible]風俗[illegible]
いたんとかしむ[illegible]関東[illegible]者を剛
[illegible]て上方[illegible]人に関東[illegible]人をし
[illegible]右入女女の[illegible]娘入長右づんも
[illegible]太平に[illegible]忘ざるは

国立国会図書館　タイトル『四神地名録』　請求記号 WA21-11
ガラス使用

遠カラヌ世ニテモ圖ノコトク
アリシ地形ト見ヘタリ洪水ノ
時ニ利根川ノ今ノヤウニ
直ニ突キリシ故ニ下總国
堀江村ノ本田海中ニ十リ
シモノト見ヘ侍リヌ詳セル
所ノ村ハ古ノ昔時詳
ナラズ此外ノ村々ハ二百
年以來海ノ中洲又
ハ汐入ノ窪所ヲ田所
開發シテ村里トセシ
モノト見ヘタリ

真西をてらし武士の家に産の西落人
心うつくしき人をたすけ
よくもうしなせこと名づけし
そのうち

国立国会図書館　タイトル『四神地名録』　請求記号 WA21-11
ガラス使用

東葛西入西り流れ凡そ五百四十
丈くらいに成て過郡より足立郡入凡土
一ふんと足立郡より葛飾郡一入り
別っ東葛西入凡そ大上国入地ありて
百穀入ともに野菜ものに成まして地面に
膳迄諸木草花入色五幾日入ると迄貢を
御に政まと上方はは第より実ものと日本す
一入上地をなるべし　玉村にもても富饒に

見ものもまた尾ものもまた入ものもまた
入ものもまた同一ものもまた同一凡土
まと同一地入利をあれ百姓に仏の故ありて
勝者なるまと安しく揮てはど村入
凡俗ものしく村入はは僧三人の五人の
り世ものもまたものもまたものもまたはは
深しくいまと一村入若尼者まと凡俗に
ものもまて御尼に沙弥ものまにものもまた

[illegible]
[illegible]
所人口物を[illegible]て
[illegible]
[illegible]
[illegible]

名を書し申し候ハ
ば以下の百姓を賞と為し力者あり候ハ
ゞ石
高の内かしこもるべく出来に付百姓ハ
ちから強き者と為し申し候ハ
ゞ其村の名を書付出し申し候ハ
ゞ其ものの子孫
質物申し候ハ
ゞ其人物に
見届申すべく
さて圖せる所の新田所唐太の事なり
を

土質を上くまで田場に
かゝる時は地の利計り
なし何の故に畑をかへて米を大
に尋しに用水の故を答る也
入也とよく〳〵考るに通の別也
ゆゑ
故障他村の本田の邪
ナる故に畑をして米を作りし
搗川より川入る用水溝の幅を
今如し深く溝を穿り搗川に圖

国立国会図書館　タイトル『四神地名録』　請求記号 WA21-11
ガラス使用

横川ノ巾平均
シテ十八間此川ノ
巾五間ノ舟路ヲ
アケテ十三間ノ
筵堰ヲスヂ
ロイミ入ルレハ
宇喜田川ノ水ヲ
十分ニ川下ス
所ナリ土人
ハ巾六間トニ故
アリ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
中川より吐(ハキ)あるる十間入うちすてを
潮(ウシヲ)に交ル故に引入て堀をかき[illegible]
ぎる所のごとき迫に船入て潮入はしこむ
所より海をしをそ[illegible]
二百坪入堀へ潮(ウシヲ)の石入て堀に[illegible]
金を入るるなり 信濃[illegible]
此所の[illegible]迫に船[illegible]
此所のつげ潮にして

畑より鄙菜ゑび蕪根菜豆[illegible]
利をかるるようをいはげ潮をしを入用を
おけてを堀入利をかるを大益を
かるるを今入まを堀所をつげ
土質[illegible]

所人持を称して戸根川第に葦入牙洲
或を田場或を畑半里入堀所おびゞ
[illegible]

町人持ハ、まゝ津四ヶ寺ハ寺人解事ハ[illegible]
拾所ハ益となり寺ハ[illegible]に川堤入事請
寺ハ[illegible]に答る夫と所書請所ハ[illegible]に
まりて[illegible]ハ解事ハ[illegible]町人持
入拾所ハ様(カヲ)まりて寄買ハ津ハて
[illegible]も金中両宛に寄買ハ[illegible]
[illegible]と人[illegible]る益と[illegible]津ハ今ハて
人ハに形ハに成りて十人ハ[illegible]中間持ハ
[illegible]書付所のいまと村方ハ[illegible]ハ

たゝハ[illegible]ハ一人[illegible]入津に[illegible]ハ物
入りと[illegible]に信ハ寄買ハ所今ハ[illegible]
五百両ハ[illegible]ハ神ハいハ[illegible]
まりて町人持ハまりて町人書付ハ[illegible]
津ハ[illegible]ハも利とハ[illegible]津ハ高
人に石ハ[illegible]ハ定ハ町人ハ大益ハ
[illegible]まりて津ハ[illegible]

計郡七十郷之内四合し詰ス

葛飾郡下之終

国立国会図書館　タイトル『四神地名録』　請求記号 WA21-11

ガラス使用

貴 7
10
51

国立国会図書館　タイトル『四神地名録』 請求記号 WA21-11

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『四神地名録』 請求記号 WA21-11

ガラス使用